⑼　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

⑽　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⑾　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑿　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記４の⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒂　電子入札について

①　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（関東農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/index.html）による。

⒃　営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⒄　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒅　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SINOBU Takao, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of production and installation of pump equipments in Tega second drainage pump station in Teganuma agricultural land disaster prevention project

⑷　Time-limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M., 10 August 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 22 September 2023, in case of submission by paper : 12 : 00 P.M., 22 Septmber 2023

⑹　Contact point for tender documentation : SOMEI Norihiro, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Development Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin, Chuo-Ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―9722, Japan. TEL 048―740―0533

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年７月26日

国立大学法人横浜国立大学長　梅原　　出

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　14

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　キャンパス情報ネットワークシステム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和６年度４月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

調達するシステムは、キャンパス情報ネットワークの基幹部分であり、主要な調達機器は以下のとおりである。

Ａ　レイヤ３スイッチ（４台）

Ｂ　レイヤ２スイッチ（264台）

Ｃ　ＶＰＮルータ（７台）

Ｄ　無線ＬＡＮモビリティ・コントローラ（１台）

Ｅ　運用管理サーバ（３台）

調達するシステムに関しては、下記の点を十分考慮すること。

①　本学の全教職員ならびに全学生（約１万５千人）に対する全学共同利用の環境を提供するのに適した規模、機能、性能を有すること。

②　本システム一式がそれ自体で稼働可能であるために必要な機器類およびソフトウェアを含むこと。

③　一年を通じて、終日（365日24時間）連続運転が可能であること。

④　システムの障害に対して、即時対応でき、安定的な運用が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和５年８月30日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒240―8501 横浜市保土ケ谷区常盤台79―１　国立大学法人横浜国立大学財務部経理課契約第一係　斎藤　　宙　電話045―339―3241

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和５年７月26日から令和５年８月30日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和５年８月４日10時30分

⑵　開催場所　横浜国立大学本部棟３階事務局第２会議室

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Campus Information Network System 1 Set

⑶　Type of the procurement : Rent